

平成元年六月十六日受領
答弁第二七号

内閣衆質一一四第二七号

平成元年六月十六日

内閣総理大臣 宇野宗佑

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議員辻第一君提出文化財防災対策及び文化財保存対策の充実に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員辻第一君提出文化財防災対策及び文化財保存対策の充実に関する質問に

対する答弁書

一の1について

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく文部大臣指定の重要文化財である建造物（以下「重要文化財建造物」という。）の防災に要する経費については、国庫補助を行ってき
ており、さらに、地方公共団体においても補助を行っているところと承知している。特に、国
庫補助については、補助事業者の財政状況等に応じ補助率の加算を行うこととしているところ
であり、現在のところ、これに加えて御指摘のような公的融資制度等を設けることは考えてい
ない。

一の2について

重要文化財建造物の防災対策については、当面、警報設備等の防災設備の設置促進に努めてまいりたいと考えている。

なお、重要文化財建造物等について、その管理状況を定期的に巡視するため都道府県が実施している文化財保護管理指導事業に対しては、国庫補助の対象としているところである。

一の3について

火災が発生した際、直ちに最寄りの消防署等に通報する非常通報装置を重要文化財建造物等に設置する場合には、国庫補助の対象とし、その設置促進に努めているところである。

自動火災報知設備に係る非火災報の防止対策については、設置場所の環境に適応した感知器の設置の推進、非火災報防止に有効な措置を講じた機器の開発及び普及等に努めてきたところであるが、今後ともこれらの対策の一層の推進を図ってまいりたい。

二の1について

文化財保護法に基づく文部大臣指定の重要文化財である美術工芸品（以下「重要文化財美術工芸品」という。）の収蔵庫は、周囲の景観や雰囲気と合致したものであることが望ましいと考えており、国庫補助を行うに当たっては、今後ともこうした点に留意してまいりたい。

二の 2 について

無住寺における重要文化財美術工芸品の保存管理については、それぞれの実情に応じ、地方公共団体等を管理団体に指定し、また、収蔵庫の建設に対し国庫補助を行っているほか、国又は地方公共団体の設置する博物館、美術館等への寄託を指導しているところである。

二の 3 について

文化財の修理にも資する大径優良材に対する需要に対応できるよう、国有林野事業において、長伐期の森林の育成に努めているところである。

宮大工の後継者の養成については、文化財保護法に基づき、建造物木工を選定保存技術に選

定し、その保持者及び保存団体が行う宮大工の後継者の養成に対し国庫補助を行っているところである。